

長後地区社会福祉協議会団体育成費支給要綱

(趣旨)

第1条 長後地区社会福祉協議会(以下「本協議会」という)は、長後地区における福祉の醸成に資するため長後地区内で活動する福祉団体及び会長が認める団体について団体育成費を支給する。

(団体育成費の支給対象団体)

第2条 長後地区内で活動する非営利の地域団体及び福祉団体または法人格を有しない団体ならびに会長が認める団体。

2 現支給団体については別表のとおり

(申請手続き)

第3条 団体育成費の支給を受けようとするものは、支給申請書(第1号様式)に掲げる書類を添えて提出すること。提出先は長後地区社会福祉協議会事務局(長後市民センター内)とする。

- (1) 当該年度事業計画書(申請の年度)
- (2) 当該年度収支予算書(申請の年度)
- (3) 役員及び会員名簿
- (4) 会則又はそれに準じるもの
- (5) 前年度の事業報告書及び収支決算書

2 申請を希望する団体が、期限までに申請が完了しない場合はその申請を受け付けない。ただし、会長が認める場合に限り、申請を受け付けるものとする。

3 団体育成費の支給にあっては、公平性を担保するため自動更新は行わず、毎年度、申請の必要があること。

(申請団体募集の周知及び申請の時期)

第4条 団体育成費支給団体については、長後地区内において申請募集の周知を図るものとする。

2 周知及び申請の時期については7月～8月頃とする。

(支給額)

第5条 団体育成費の支給額については、概ね50,000円以内の範囲とする。ただし、会長が認める場合はこの限りではない。

(審査及び支給の決定)

第6条 会長は支給申請があったときは、事前に定めた期限までに審査のうえ、支給の可否及び

支給額を決定し、団体育成費支給決定通知書(第2号様式)により、10 月末までに申請者に通知するものとする。ただし、長後市民センターに事務局を置く地域団体についてはその限りではない。

2 支給の可否を決定する審査については、長後地区社会福祉協議会の規約及び運営規則に定めるいずれかの会議で行うものとする。

3 団体育成費については本協議会の、予め定めた予算の範囲内で支給するため、支給額及び支給する団体数は一律ではないもの。

4 2により、申請があっても不支給となる場合があること。この場合、不支給の決定について団体育成費不支給決定通知書(第3号様式)により通知するが、その理由等については回答しないものとする。また、決定額についても同様の扱いとする。

(団体育成費支給の辞退)

第7条 団体育成費の支給決定通知を受けた団体が、その受け取りを辞退する場合は、長後地区社会福祉協議会事務局(長後市民センター)に申し出ることで受け付ける。

(団体育成費の支給)

第8条 団体育成費の支給の時期は申請のあった翌年度の5月頃とする。ただし、本協議会の都合により支給の時期が変更する場合があること。

2 団体育成費の支給については現金支給を原則とし、振り込みは行わないものとする。支給を受けた団体は、本協議会に対し領収書を発行するものとする。

3 団体育成費を支給する窓口は、長後地区社会福祉協議会事務局(長後市民センター)とする。

(事業計画の変更)

第9条 団体育成費の支給を受けた団体は、申請時に提出した当該年度の事業計画に変更(中止含む)が生じた場合でも、その変更について届け出は不要とする。

(事業及び収支の報告について)

第10条 団体育成費の支給を受けた団体は、事業及び収支の結果について報告を行うものとする。(第4号様式)

(団体育成費の使途及び返還について)

第11条 団体育成費の使途(対象経費)については、事務費や事業費に充てられるものと考えが、具体的な対象は定めないので、団体の中で自由に活用していただきたい。また、当該年度決算において次年度への繰越金が発生した場合であっても、団体育成費の返還は求めないものとする。

(団体育成費支給団体確認会)

第12条 各団体の事業及び収支状況を確認するほか、団体同士が顔を合わせる交流の場とし、新たな事業等の創出を図る目的も含め、団体育成費を支給している団体に対し、確認会を実施する。通知があった団体は参加をするものとする。

2 開催時期は随時とし、開催の際には、団体育成費支給団体に対し通知する。

3 確認会には、団体等の会長及び副会長ならびに会計のいずれかが出席するもの。参加人数にあっては、1人でも複数でも可とする。

別表(第2条関係)

(支給団体)

長後地区民生委員児童委員協議会	長後地区青少年育成協力会	ありの実会
長後地区交通安全対策協議会	長後地区老人クラブ連合会	

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月7日から施行する。

2 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。